

高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業概要（モデル事業）

1 目的

高齢者等が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける窓口を設置し、在宅医療・介護連携支援コーディネーターが連携調整、情報提供等の支援を行うことにより、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築することを目的とする。

2 定義

相談窓口の名称

『東成区在宅医療・介護連携相談支援室』

支援対象

原則、東成区民に対して支援を行っている医療・介護関係者
ただし、実情に応じて直接、地域住民に対応することも差し支えない

支援内容

地域の医療機関や介護事業所等に対する連携調整や情報提供等

相談対象者については、原則、以下の者とする

- ・ 介護保険第1号被保険者（65歳以上）
- ・ 介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者で特定の疾病に該当する者）

3 業務内容

相談窓口の設置・運営

相談窓口の広報・周知

医療機関や介護事業所等に関する情報収集及びリスト化

医療・介護関係者からの相談受付及び支援（関係機関との調整や情報提供）

本市が開催する在宅医療・介護連携に関する会議・研修等への参加、協力

地域包括支援センター等が開催する地域ケア会議等（在宅医療・介護連携に関する事項）に出席するなど関係機関との連携強化

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けた検討

医療・介護関係者間の情報共有の支援

4 実施日等

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

5 在宅医療・介護連携支援コーディネーター

医療・看護職、医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、かつ、介護支援専門資格を持つなど介護に関する知識も有し、実務経験を有する者で、相談内容に対し適切な対応ができる者

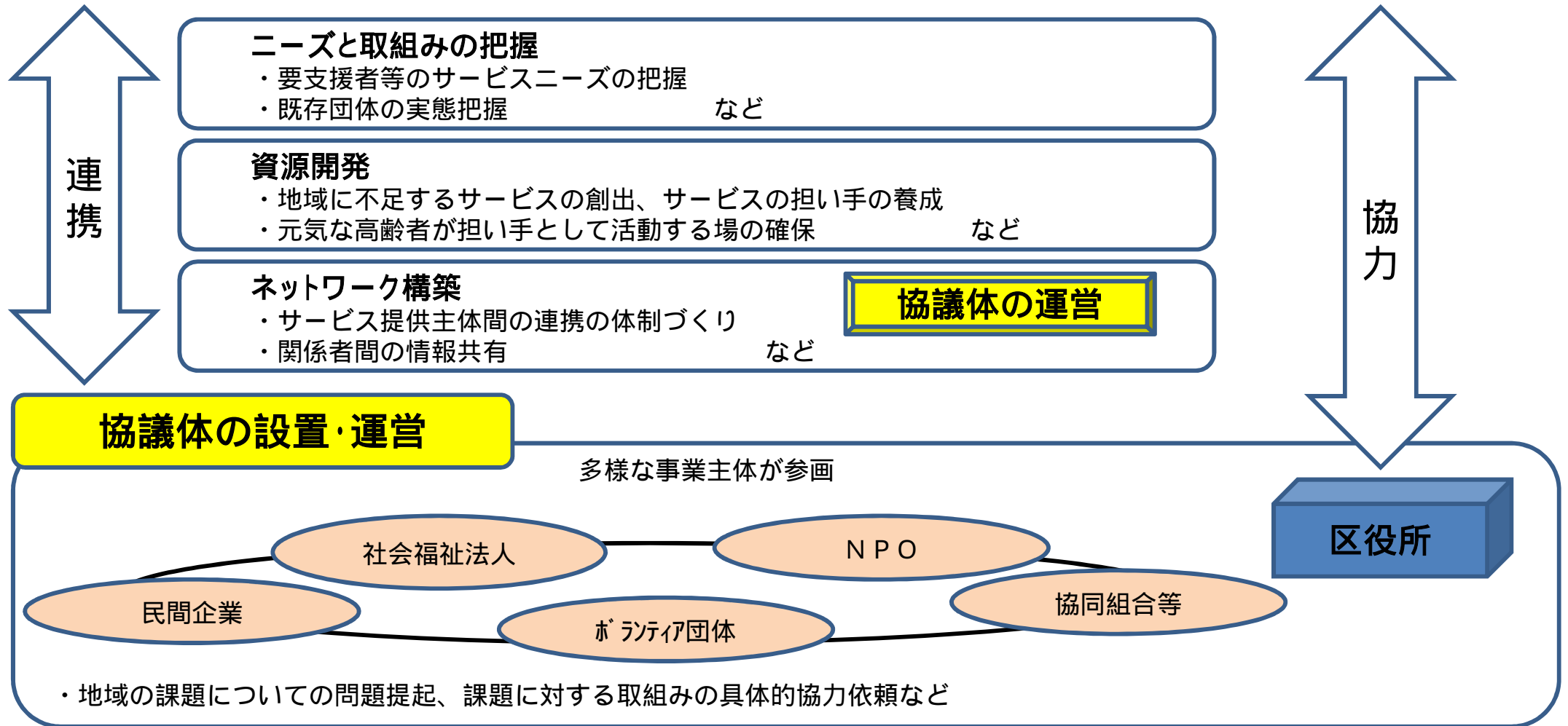
大阪市における生活支援コーディネーターの配置について

今後、認知症高齢者や単身高齢者世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要とする方が増加

行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが必要
同時に、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するような社会参加を進め、生きがいや介護予防につなげる取組みが重要
このため、地域資源の開発やネットワーク化等のコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターを配置し、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの多様な事業主体が参画する「協議体」を設置することにより、情報共有と連携強化を進めながら、地域の生活支援・介護予防サービスの充実を進める

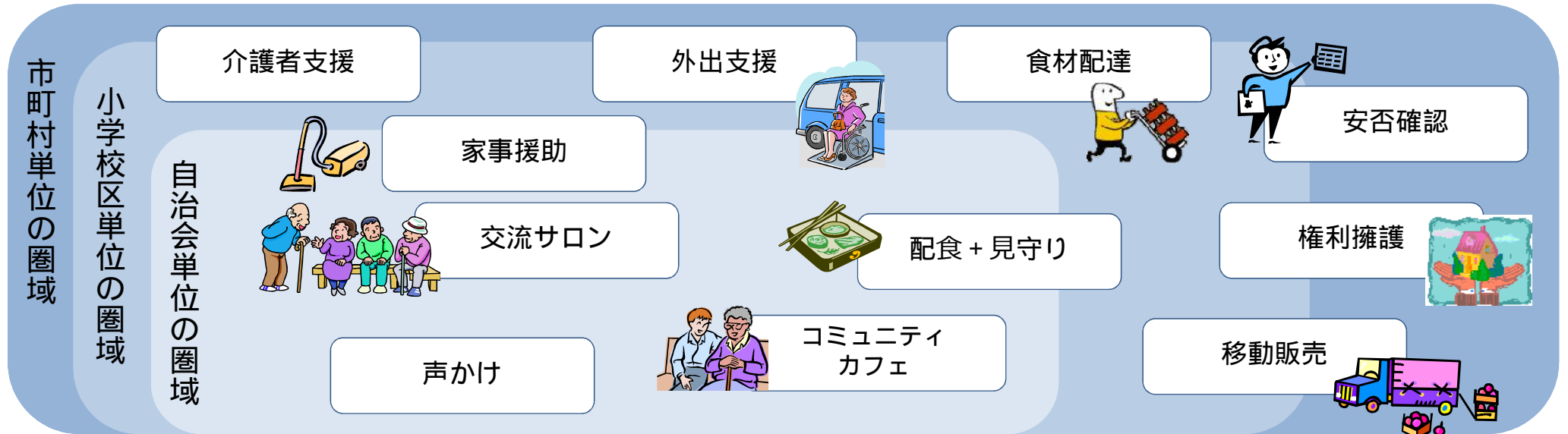
生活支援コーディネーターの配置

平成27年度 3区(港区・鶴見区・住之江区)でモデル実施
平成28年度(案) 5区を追加し、計8区で先行実施



生活支援・介護予防サービスの提供イメージ

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援



事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

コーディネーターの配置及び協議体の設置等を通じたサービス提供体制の充実・強化
(住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)



民間とも協働して支援体制を構築

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

大阪市介護予防・日常生活支援総合事業（案）

地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することで、要支援者等に対する効率的な支援等を可能とすることを旨とする。
多様なサービスの充実
介護予防の推進
多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心を確保
住民主体の取組を支援し、認定に至らない高齢者を増やし、重度化予防を推進

（実施時期） 平成29年4月1日から

事業構成

